

固定資産税等について

都市計画施設予定地に関する補正

都市計画施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。)の予定地に定められた宅地等については、当該宅地等の総地積に対する都市計画施設の予定地に定められた部分の地積の割合に応じ、別表5の補正率を適用する。

別表5 (通知等による補正)

都市計画施設の予定地に定められた宅地等

都市計画施設予定地部分の地積 の画地の総地積に対する割合	補正率
30%未満	0.90
30%以上60%未満	0.80
60%以上	0.70

※朝霞市土地評価事務取扱要領